

令和3年2月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、令和3年度以降に課税する地方税において、給与及び公的年金に係る所得控除の引き下げ等が実施されることに伴い、保険料の均等割額の軽減判定に係る基準額について所要の改正を行うもの
2	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	前年度繰越金の確定に伴う共通経費負担金の精算並びに前年度国庫補助金の精算に係る経費を補正するもの 【補正前】 1,081,643千円 【補正額】 35千円 【補正後】 1,081,678千円
3	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	特別高額医療費共同事業拠出金の経費及び前年度国庫補助金の精算に係る経費を補正するもの 【補正前】 272,080,541千円 【補正額】 24,711千円 【補正後】 272,105,252千円
4	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	歳入歳出総額 1,044,538千円
5	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出総額 269,630,586千円

議案第 1 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 30 年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、令和 3 年度以降に課税する地方税において、給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げ等が実施されることに伴い、保険料の均等割額の軽減判定に係る基準額について所要の改正を行うもの

また、保険料の減免について、既に納期限が到来した保険料を遡って減免する必要が生じた場合に機動的に対応できるよう、保険料の遡及減免に係る規定を整備するもの

2 条例改正の概要

(1) 保険料軽減判定基準額の見直し（第 15 条及び附則第 2 条）

軽減判定における基礎控除額相当分の基準額を現行の 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、世帯に給与所得者又は年金所得者が 2 人以上いる場合は、当該給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加える。

(2) 保険料減免規定の整備（第 19 条及び第 19 条の 2）

既に納期限が到来した保険料を遡って減免する必要が生じた場合に機動的に対応できるよう、保険料の遡及減免に係る規定を加える。

また、これに併せて新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免特例の規定を削除し、保険料の遡及減免に係る規定に一本化する。

(3) 令和 2 年度における保険料賦課額特例の廃止（附則第 4 条及び第 5 条）

令和 2 年度における保険料均等割額の 7.75 割軽減の特例が終了することから、関係規定を削除する。

3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

(1) 保険料軽減判定基準額の見直し

■趣 旨

平成 30 年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ 10 万円の振替が行われた場合、税負担は増加しないが、総所得金額等が増加する（総所得金額等は基礎控除額を控除する前のものであるため、給与所得控除・公的年金等控除が引き下げられた分、総所得金額等が増加する）。

保険料の均等割額の軽減判定においては、総所得金額等を用いるため、従来の軽減判定基準額では軽減割合が低下し、又は軽減対象から外れることがあることから、国の軽減判定基準額の見直しに伴い、所要の改正を行うもの

■改正の内容

軽減判定における基礎控除額相当分の基準額を現行の 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、世帯に給与所得者又は年金所得者が 2 人以上いる場合は、当該給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加える。

保険料均等割額の軽減判定基準額

軽減割合	現行	改正後
7 割軽減	基礎控除額 (33 万円) 以下	基礎控除額 (43 万円) +10 万円×(給与所得者等の数 [※] -1) 以下
5 割軽減	$\frac{33 \text{ 万円}}{2} + (28.5 \text{ 万円} \times \text{被保険者数})$ 以下	$\frac{43 \text{ 万円}}{2} + (28.5 \text{ 万円} \times \text{被保険者数})$ +10 万円×(給与所得者等の数 [※] -1) 以下
2 割軽減	$\frac{33 \text{ 万円}}{2} + (52 \text{ 万円} \times \text{被保険者数})$ 以下	$\frac{43 \text{ 万円}}{2} + (52 \text{ 万円} \times \text{被保険者数})$ +10 万円×(給与所得者等の数 [※] -1) 以下

※ 給与所得者等の数

被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者のうち、給与所得を有する者（55 万円を超える給与収入を有する者）の数と公的年金等に係る所得を有する者（65 歳未満は 60 万円を、65 歳以上は 110 万円を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者）の数の合計数をいう。

■施行年月日

令和 3 年 4 月 1 日施行（令和 3 年度以降の保険料から適用）

(2) 保険料減免規定の整備

■趣 旨

現行の条例に基づく保険料の減免の申請は、納期限の 7 日前までに減免申請書を提出することになっており、既に納期限が到来した保険料を遡って減免することは条例の規定上は認められていない。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免のように既に納期限が到来した保険料を遡って減免する事案が生じた場合についても、機動的に対応が図られるよう

保険料の遡及減免に係る規定を整備する必要がある。

■改正の内容

広域連合長が特に必要と認める場合は納期限の 7 日前までとする減免申請書の提出期限にかかわらず、減免の申請を行うことができるよう規定を整備する。

(遡及減免に当たり、減免の対象となる保険料の範囲、減免申請書の提出期限等は要綱等で定める。)

また、これに併せて新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免特例の規定を削除し、保険料の遡及減免に係る規定に一本化する。

■施行年月日

令和 3 年 4 月 1 日施行（施行日以後に申請のある保険料減免に適用）

■参 考

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免決定の状況

【令和 2 年 12 月異動賦課処理分（令和 2 年 12 月 18 日現在）】

対象年度	減免決定件数	減免決定額
令和元年度分	241 件	2,451,000 円
令和 2 年度分	268 件	15,353,000 円

※減免決定件数に差が生じている理由

- ・令和 2 年度に年齢到達により資格を取得したため、令和元年度分の保険料がなかった。
- ・年金天引きの仮徴収により、保険料減免対象期間内の令和元年度分の保険料がなかった。

(3) 令和 2 年度における保険料賦課額特例の廃止

■趣 旨

保険料の均等割額の軽減のうち、制度上 7 割軽減のところ、さらに軽減割合を上乗せする特例措置が世代間の医療費負担の公平等を図る観点から、令和元年度以降段階的に見直されている。

■改正の内容

令和 2 年度における 7.75 割軽減の特例が終了することから、附則第 4 条及び第 5 条を削除する。

～平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
9 割軽減【特例】 (3,690 円/年)	8 割軽減【特例】 (7,380 円/年)	7 割軽減【本則】 (12,120 円/年)	7 割軽減【本則】 (12,120 円/年)
8.5 割軽減【特例】 (5,535 円/年)	8.5 割軽減【特例】 (5,535 円/年)	7.75 割軽減【特例】 (9,090 円/年)	7 割軽減【本則】 (12,120 円/年) ※7.75 割軽減→7 割軽減の影響 対象者数：88,633 人 軽減額の減少：268,558 千円

※軽減前の均等割額は、平成 30 年度・令和元年度が 36,900 円、令和 2・3 年度が 40,400 円である。

議案第1号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="203 301 994 331">新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p data-bbox="792 341 1111 371">平成19年11月27日</p> <p data-bbox="936 378 1111 408">条例第33号</p> <p data-bbox="129 493 622 523">(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p data-bbox="80 529 1111 676">第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p data-bbox="114 683 1111 1444">(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の</u></p>	<p data-bbox="1256 301 2047 331">新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p data-bbox="1845 341 2163 371">平成19年11月27日</p> <p data-bbox="1989 378 2163 408">条例第33号</p> <p data-bbox="1182 493 1675 523">(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p data-bbox="1137 529 2163 676">第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p data-bbox="1167 683 2163 1061">(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</u></p>

新

旧

数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

2 (略)

(保険料の減免)

第19条 (略)

(1)～(5) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

2 (略)

(保険料の減免)

第19条 (略)

(1)～(5) (略)

新	旧
<p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。<u>ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削 除)</p> <p>附 則 (<u>公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例</u>)</p> <p><u>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」とする。</u></p>	<p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例</u>)</p> <p><u>第19条の2 新型コロナウイルス感染症の影響により前条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は連帯納付義務者については、同条第2項に定める申請書の提出期限に関する規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料を減免する。</u></p> <p>附 則 (<u>公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例</u>)</p> <p><u>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第15条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。</u></p>

新	旧
(削 除)	<p><u>(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u> <u>第4条 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第15条若しくは第16条又は附則第5条に規定する基準に従い」とする。</u></p>
(削 除)	<p><u>(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u> <u>第5条 令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条及び附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4条及び第5条の規定による令和2年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第19条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある保険料の減免について適用し、改正前の条例第19条及び第19条の2の規定は、同日前に申請のあった保険料の減免について適用する。

議案第 2 号関係

令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
について

議案第2号関係資料

議案第2号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算（第1号）について

【補正額】35千円 追加

【補正理由】前年度繰越金の確定に伴う共通経費負担金の精算並びに前年度国庫補助金の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
分担金及び負担金	1,053,994	△ 43,321	1,010,673	共通経費負担金 △ 43,321
繰越金	1	43,356	43,357	前年度繰越金 43,356
補正されなかった款にかかる額	27,648	0	27,648	
歳入合計	1,081,643	35	1,081,678	

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,080,414	35	1,080,449	償還金（R1実績精算分） 国庫補助金返還金 ・特別調整交付金 35
補正されなかった款にかかる額	1,229	0	1,229	
歳出合計	1,081,643	35	1,081,678	

令和2年度 広域連合共通経費負担金内訳資料

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金		
		補正前	補正額	補正後
1	新潟市	319,157	△ 10,845	308,312
2	長岡市	115,252	△ 4,692	110,560
3	三条市	44,614	△ 1,931	42,683
4	柏崎市	39,579	△ 1,763	37,817
5	新発田市	44,176	△ 1,946	42,231
6	小千谷市	19,006	△ 848	18,158
7	加茂市	15,596	△ 688	14,908
8	十日町市	28,571	△ 1,430	27,141
9	見附市	20,487	△ 744	19,743
10	村上市	31,646	△ 1,524	30,121
11	燕市	36,270	△ 1,334	34,936
12	糸魚川市	24,189	△ 1,181	23,008
13	妙高市	18,193	△ 865	17,328
14	五泉市	25,544	△ 1,111	24,433
15	上越市	84,790	△ 3,500	81,290
16	阿賀野市	21,380	△ 1,015	20,366
17	佐渡市	31,277	△ 1,724	29,552
18	魚沼市	19,863	△ 992	18,871
19	南魚沼市	27,488	△ 1,267	26,221
20	胎内市	16,316	△ 717	15,599
21	聖籠町	8,780	△ 337	8,444
22	弥彦村	6,754	△ 266	6,487
23	田上町	8,562	△ 347	8,214
24	阿賀町	9,682	△ 531	9,151
25	出雲崎町	5,770	△ 259	5,511
26	湯沢町	7,156	△ 263	6,893
27	津南町	8,446	△ 446	8,000
28	刈羽村	5,397	△ 255	5,142
29	関川村	6,339	△ 340	5,998
30	粟島浦村	3,714	△ 161	3,553
合計		1,053,994	△ 43,321	1,010,673
広域連合予算額		1,053,994	△ 43,321	1,010,673

議案第 3 号関係

令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 4 号) について

議案第3号関係資料

議案第3号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

【補正額】24,711千円 追加

【補正理由】特別高額医療費共同事業拠出金の経費及び前年度国庫補助金の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
繰越金	4,009,188	24,711	4,033,899	前年度繰越金 24,711
補正されなかった款にかかる額	268,071,353	0	268,071,353	
歳入合計	272,080,541	24,711	272,105,252	

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
特別高額医療費共同事業拠出金	60,682	14,208	74,890	特別高額医療費共同事業拠出金 14,208
諸支出金	4,264,351	10,503	4,274,854	償還金（R1実績精算分） 国庫補助金返還金 ・特別調整交付金 10,503
補正されなかった款にかかる額	267,755,508	0	267,755,508	
歳出合計	272,080,541	24,711	272,105,252	

議案第 4 号関係

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

議案第4号関係資料

議案第4号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

《歳入歳出予算総額》

10億4,453万8千円（対前年度比3,710万5千円、3.4%減）

【歳入予算】

（単位：千円）

款	3年度予算	2年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,043,765	1,053,994	△10,229	共通経費負担金 ※議案第4号参考資料参照
国庫支出金	571	27,420	△26,849	特別調整交付金
その他の款の計	202	229	△27	繰越金、諸収入
歳入合計	1,044,538	1,081,643	△37,105	

【増減の主なもの】

(減)特別調整交付金事業費（皆減）

ガイドブック等の作成に係る経費を特別会計で計上したことによるもの

【歳出予算】

（単位：千円）

款	3年度予算	2年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,043,284	1,080,414	△37,130	一般管理事務費……………979,427 ・事務局運営費 22,451 ・特別会計事務費繰出金 956,976 職員派遣関係経費……………63,519 ・総務課等職員人件費負担金 63,000
その他の款の計	1,254	1,229	25	議会費、予備費
歳出合計	1,044,538	1,081,643	△37,105	

議案第4号参考資料

令和3年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	318,408
2	長岡市	114,180
3	三条市	44,080
4	柏崎市	39,055
5	新発田市	43,614
6	小千谷市	18,753
7	加茂市	15,396
8	十日町市	28,029
9	見附市	20,389
10	村上市	31,108
11	燕市	36,080
12	糸魚川市	23,761
13	妙高市	17,896
14	五泉市	25,233
15	上越市	83,952
16	阿賀野市	21,032
17	佐渡市	30,520
18	魚沼市	19,489
19	南魚沼市	27,080
20	胎内市	16,110
21	聖籠町	8,720
22	弥彦村	6,699
23	田上町	8,483
24	阿賀町	9,450
25	出雲崎町	5,692
26	湯沢町	7,119
27	津南町	8,262
28	刈羽村	5,311
29	関川村	6,195
30	粟島浦村	3,669
合 計		1,043,765
広域連合予算額		1,043,765

議案第 5 号関係

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に
ついて

議案第5号関係資料

議案第5号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
について

《歳入歳出予算総額》

2,696億3,058万6千円(対前年度比17億9,009万4千円、0.7%増)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	3年度予算	2年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	47,062,084	46,706,455	355,629	
保険料等負担金	25,816,023	25,622,691	193,332	保険料徴収分+保険料軽減分負担金 ※議案第5号参考資料【A、B】参照
療養給付費負担金	21,246,061	21,083,764	162,297	療養給付費負担金 ※議案第5号参考資料【C】参照
国庫支出金	90,451,798	89,294,157	1,157,641	療養給付費負担金・・・63,738,183 高額医療費負担金・・・990,724 調整交付金・・・25,537,709 事業費補助金・・・185,182
県支出金	22,236,785	22,067,589	169,196	療養給付費負担金・・・21,246,061 高額医療費負担金・・・990,724 県財政安定化基金交付金・・・0
支払基金交付金	107,495,721	106,944,393	551,328	後期高齢者交付金
繰入金	1,947,061	2,418,567	△471,506	事務費繰入金・・・956,976 医療財政調整基金繰入金・・・990,085
その他の款の計	437,137	409,331	27,806	特別高額医療費共同事業交付金、 財産収入、繰越金、県財政安定化基金 借入金、諸収入
歳入合計	269,630,586	267,840,492	1,790,094	

【増減の主なもの】

(増)療養給付費(保険給付費)(対前年度比14億7,952万円増)

令和3年度の一人当たり療養給付費について、給付実績等を踏まえ料率算定時に見込んだもの

※ 令和2年度 664,742円/人 → 令和3年度 670,204円/人

(増)高額療養費(保険給付費)(対前年度比1億6,475万7千円増)

令和3年度の一人当たり高額療養費について、給付実績等を踏まえ料率算定時に見込んだもの

※ 令和2年度 23,713円/人 → 令和3年度 24,208円/人

(増)その他健康保持増進事業(保健事業費)(対前年度比1億8,308万9千円増)

令和2年度からスタートした高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の実施市町村増加に伴うもの

(減)電算システム経費(総務費)(対前年度比1,137万9千円減)

令和3年度は大幅なシステム構築の予定がないことから減少したもの

【歳出予算】

(単位:千円)

款	3年度予算	2年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,064,619	1,139,149	△74,530	総務管理費・・・1,064,619 ・業務一般管理事務費 113,029 ・医療給付経費 572,221 ・電算システム経費 353,773 ・医療費適正化推進事業費 24,041
保険給付費	267,330,416	265,682,620	1,647,796	療養諸費・・・256,858,063 ・療養給付費 249,797,765 ・療養費 1,827,069 ・食事・生活療養費 3,541,204 ・訪問看護療養費 1,094,303 ・審査支払手数料 596,602 高額療養諸費・・・9,309,403 ・高額療養費 9,022,782 その他医療給付費・・・1,162,950 ・葬祭費 1,161,950
保健事業費	995,467	812,145	183,322	健康診査事業費・・・628,146 ・健康診査業務委託料 579,600 ・歯科健診業務委託料 35,261 その他健康保持増進事業費・・・367,321 ・低栄養・重症化予防業務委託料 18,020 ・一体的実施委託料 258,060 ・特別対策補助金 88,474
その他の款の計	240,084	206,578	△8,233	県財政安定化基金拠出金、 特別高額医療費共同事業拠出金、 諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	269,630,586	267,840,492	1,790,094	

議案第5号参考資料

令和3年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	保険料等負担金		療養給付費負担金 【C】
		(徴収分) 【A】	(保険料軽減分) 【B】 ※保険基盤安定制度分	
1	新潟市	7,224,654	1,756,236	7,029,045
2	長岡市	2,388,313	647,218	2,303,339
3	三条市	906,308	252,969	898,301
4	柏崎市	780,340	219,806	863,419
5	新発田市	798,398	237,018	822,010
6	小千谷市	317,717	92,367	347,131
7	加茂市	241,513	81,237	282,308
8	十日町市	472,423	176,165	551,415
9	見附市	314,845	109,913	374,495
10	村上市	559,067	198,161	737,406
11	燕市	714,053	194,263	668,354
12	糸魚川市	476,433	145,107	556,775
13	妙高市	304,113	89,807	335,923
14	五泉市	390,266	153,969	519,716
15	上越市	1,718,876	465,709	1,823,796
16	阿賀野市	281,128	116,490	410,434
17	佐渡市	552,782	221,658	686,129
18	魚沼市	317,987	102,077	382,276
19	南魚沼市	448,596	128,290	545,119
20	胎内市	249,912	77,097	298,257
21	聖籠町	68,953	27,058	91,018
22	弥彦村	64,230	17,797	66,910
23	田上町	98,992	32,364	105,056
24	阿賀町	109,091	54,265	181,318
25	出雲崎町	46,266	17,040	53,642
26	湯沢町	88,321	22,915	72,634
27	津南町	92,105	36,249	118,309
28	刈羽村	35,190	9,421	34,736
29	関川村	44,936	22,021	77,967
30	粟島浦村	3,906	1,622	8,823
合 計		20,109,714	5,706,309	21,246,061
広域連合予算額		25,816,023		21,246,061